

経済産業省

20230324 保局第1号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月31日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

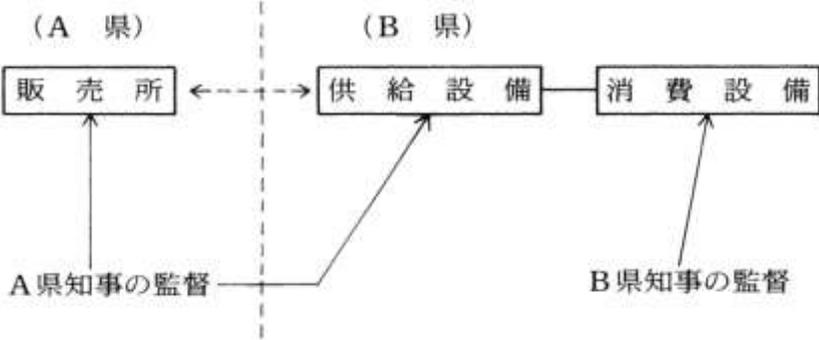
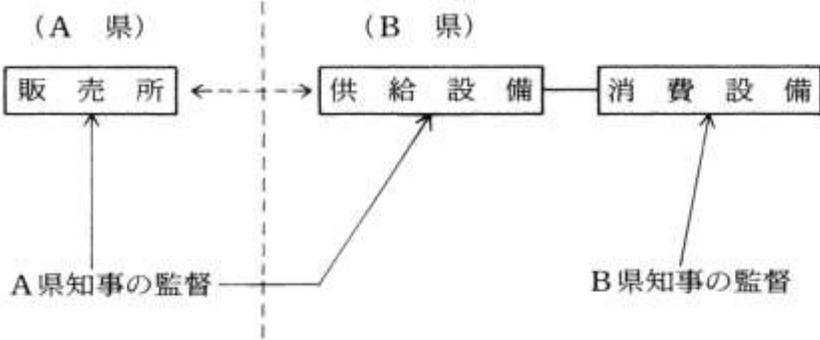
（施行期日）

第一条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）・・・・・・・・・・ 2
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号）・・・・・・・・・・ 23

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（20190308保局第5号）新旧対照表
 （改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>別添 1</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について</p> <p>第 16 条の 2（基準適合義務等）関係</p> <p>第 2 項の命令は、図のような場合、B 県にある供給設備については A 県知事が行使することとなる。したがって、供給設備と消費設備の監督行政庁が異なることとなるが、緊急時等において、一般消費者等が不便を生じないように関係都道府県及び指定都市（<u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。以下同じ。</u>）間でこのような設備の所在地等につき十分連絡を図らねたい。</p>  <p>第 27 条（保安業務を行う義務）関係</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 第 1 項第 2 号により、保安機関は、一般消費者等に対し</p> | <p>別添 1</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について</p> <p>第 16 条の 2（基準適合義務等）関係</p> <p>第 2 項の命令は、図のような場合、B 県にある供給設備については A 県知事が行使することとなる。したがって、供給設備と消費設備の監督行政庁が異なることとなるが、緊急時等において、一般消費者等が不便を生じないように関係都道府県間でこのような設備の所在地等につき十分連絡を図らねたい。</p>  <p>第 27 条（保安業務を行う義務）関係</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 第 1 項第 2 号により、保安機関は、一般消費者等に対し</p> |

消費設備を基準に適合するようにするためにとるべき措置等を通知する責任を持つが、通知を受けて消費設備の改善等を行うか否かは、一般消費者等の任意である。

しかしながら、一般消費者等が消費設備の改善等を行わず、それにより災害の発生するおそれが著しく高いと認められる場合には、都道府県又は指定都市は、当該一般消費者等の住所を管轄する都道府県又は指定都市に当該事由を連絡するよう保安機関及び販売事業者を指導するとともに、必要に応じ当該消費者に対し法第35条の5の規定による基準適合命令をかけることも含め、適切な措置を講じられたい。

3. . 4. [略]

第29条（認定）関係

1. [略]

2. [略]

(1) 保安業務に係る販売所が、二以上の都道府県にまたがって存在するか、一の都道府県のみが存在するか（一の指定都市のみが存在する場合を除く。）、一の指定都市のみが存在するかによって申請先が決まるのであるから、販売所が同一の液化石油ガス販売事業者のものであるか否か、また保安業務の区分が都道府県ごとに異なるか否かを問わず、販売所が二以上の都道府県にまたがっていれば経済産業大臣に認定の申請をすることとなり、販売所が二以上の市町村（一の都道府県のみが存在する場合に限る。）にまたがっていれば当該都道府県知事に認定の申請をすることとなる。

(2) [略]

3. (1) 法第29条第1項の認定を行うのは経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長であるが、この認定は、保安業務を行う者ごとに一の行政庁が行うこととする。

消費設備を基準に適合するようにするためにとるべき措置等を通知する責任を持つが、通知を受けて消費設備の改善等を行うか否かは、一般消費者等の任意である。

しかしながら、一般消費者等が消費設備の改善等を行わず、それにより災害の発生するおそれが著しく高いと認められる場合には、当該一般消費者等の住所を管轄する都道府県に当該事由を連絡するよう保安機関及び販売事業者を指導するとともに、必要に応じ当該消費者に対し法第35条の5の規定による基準適合命令をかけることも含め、適切な措置を講じられたい。

3. . 4. [略]

第29条（認定）関係

1. [略]

2. [略]

(1) 保安業務に係る販売所が、一の都道府県のみが存在するか、二以上の都道府県にまたがって存在するかによって申請先が決まるのであるから、販売所が同一の液化石油ガス販売事業者のものであるか否か、また保安業務の区分が都道府県ごとに異なるか否かを問わず、販売所が二以上の都道府県にまたがっていれば経済産業大臣に認定の申請をすることとなる。

(2) [略]

3. (1) 法第29条第1項の認定を行うのは経済産業大臣又は都道府県知事であるが、この認定は、保安業務を行う者ごとに一の行政庁が行うこととする。

る。

(2) 例として、その保安業務に係る販売所が一の都道府県の区域内のみに存在する保安機関が、新たに別の都道府県の区域内に存在する販売所についても保安業務を行う場合は、法第35条の4において準用する法第6条の規定により、当該保安機関はその行おうとするすべての保安業務区分について、経済産業大臣の認定を受けなければならない。また、その保安業務に係る販売所が一の指定都市の区域内にのみ存在する保安機関が、新たに別の市町村（当該指定都市と同一の都道府県の市町村に限る。）の区域内に存在する販売所についても保安業務を行う場合は、法第35条の4において準用する法第6条の規定により、当該保安機関はその行おうとするすべての保安業務区分について、都道府県知事の認定を受けなければならない。同様に、既に認定を受けている保安業務区分のうち一部の区分を廃止すること等により、保安業務に係る販売所が二以上の都道府県から一の都道府県の区域内のみに存在することとなった場合も、当該保安機関は、その行おうとするすべての保安業務区分について、改めて都道府県知事の認定（一の指定都市の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う者にあつては、当該指定都市の長の認定）を受けなければならない。また、既に認定を受けている保安業務区分のうち一部の区分を廃止すること等により、保安業務に係る販売所が二以上の市町村（一の都道府県のみに存在する場合に限る。）から一の指定都市の区域内にのみ存在することとなった場合も、当該保安機関は、その行おうとする全ての保安業務区分について、改めて指定都市の長の認定を受けなければならない。

4. [略]

(2) その保安業務に係る販売所が一の都道府県の区域内のみに存在する保安機関が、新たに別の都道府県の区域内に存在する販売所についても保安業務を行う場合は、法第35条の4において準用する法第6条の規定により、当該保安機関はその行おうとするすべての保安業務区分について、経済産業大臣の認定を受けなければならない。同様に、既に認定を受けている保安業務区分のうち一部の区分を廃止すること等により、保安業務に係る販売所が二以上の都道府県から一の都道府県の区域内のみに存在することとなった場合も、当該保安機関は、その行おうとするすべての保安業務区分について、改めて都道府県知事の認定を受けなければならない。

4. [略]

第34条（保安機関の業務等）関係

1. [略]

2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。」としているが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設（以下「業務用施設」という。）における供給設備又は消費設備の点検調査の実施について承諾が得られない場合には、保安機関は、当該一般消費者等に係る販売事業者に対して協力を要請し、要請を受けた販売事業者は当該一般消費者等から承諾が得られるよう努めることとする。なお、引き続き当該一般消費者等が点検調査に応じない場合にあっては、保安機関は、販売事業者に対して、当該業務用施設の所在地を管轄する都道府県又は指定都市に連絡するよう促すこととする。また、当該連絡を受けた都道府県又は指定都市は、必要に応じ、当該一般消費者等に対し、供給設備又は消費設備の点検調査に応じるよう指導されたい。

3. 第1項ただし書中「所有者又は占有者の承諾を得ることができないとき」（以下3.において「調査拒否」という。）の例としては、供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合のほか、消費設備の調査に係る訪問時に不在であって、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のために三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。なお、各都道府県及び指定都市は、保安機関に対して、一般消費者等にあらかじめ点検調査の日時を連絡したり、一般消費者等の都合が良い調査日時を設定したり、前

第34条（保安機関の業務等）関係

1. [略]

2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。」としているが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設（以下「業務用施設」という。）における供給設備又は消費設備の点検調査の実施について承諾が得られない場合には、保安機関は、当該一般消費者等に係る販売事業者に対して協力を要請し、要請を受けた販売事業者は当該一般消費者等から承諾が得られるよう努めることとする。なお、引き続き当該一般消費者等が点検調査に応じない場合にあっては、保安機関は、販売事業者に対して、当該業務用施設の所在地を管轄する都道府県知事に連絡するよう促すこととする。また、当該連絡を受けた都道府県知事は、必要に応じ、当該一般消費者等に対し、供給設備又は消費設備の点検調査に応じるよう指導されたい。

3. 第1項ただし書中「所有者又は占有者の承諾を得ることができないとき」（以下3.において「調査拒否」という。）の例としては、供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合のほか、消費設備の調査に係る訪問時に不在であって、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のために三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。なお、各都道府県知事は、保安機関に対して、一般消費者等にあらかじめ点検調査の日時を連絡したり、一般消費者等の都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜

回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすよう指導されたい。

4. [略]

(1)～(4) [略]

第83条（立入検査等）関係

1. 液化石油ガス販売事業者の事務所、営業所等については本条の規定によるほか、高圧ガス保安法第62条第1項の規定により、経済産業省、都道府県及び指定都市の職員は立入検査をすることができる。

これは、高圧ガス保安法は、いわば、本法の母法であり、液化石油ガス販売事業者については高圧ガス保安法も適用される（例えば、第23条、第39条等）からである。

2. [略]

[削除]

日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすよう指導されたい。

4. [略]

(1)～(4) [略]

第83条（立入検査等）関係

1. 液化石油ガス販売事業者の事務所、営業所等については本条の規定によるほか、高圧ガス保安法第62条第1項の規定により、経済産業省及び都道府県の職員は立入検査をすることができる。

これは、高圧ガス保安法は、いわば、本法の母法であり、液化石油ガス販売事業者については高圧ガス保安法も適用される（例えば、第23条、第39条等）からである。

2. [略]

昭和42年法律第149号附則第8条（高圧ガス取締法の一部改正）関係

1. 本条は、本法と高圧ガス取締法とによる二重規則を排除し、また液化石油ガス販売事業者について高圧ガス取締法の必要条項を適用するため、高圧ガス取締法に改正を加える規定である。

2. 第6条の改正

本法第3条第1項の許可との重複を排除するためのものである。すなわち、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売の事業については、本法の許可を受ければよく、高圧ガス取締法第6条の許可は受ける必要がない。

なお、一般消費者等以外の者（工業用の消費者、最終需要者でない購入者）に対する液化石油ガスの販売の事業を営もうとするときは、本法第3条第1項の許可を受けていると否とにかかわらず高圧ガス取締法第6条の許可が必要

である。

3. 第15条、第16条の改正

液化石油ガス販売事業者がその許可を受けたところから従ってする液化石油ガスの貯蔵については、高圧ガス取締法の規制は行わないこととするための改正である。

4. 第24条の改正

消費設備の設置等の工事に対する本法との二重規制を排除するための改正である。

5. 第29条、第30条の改正

本法違反を販売主任者免状等の交付の欠格事由及び返納事由とするための改正である。

6. 第37条の改正

何人も液化石油ガス販売事業者の販売所においては火気を取り扱う等のことをしてはならないこととするための改正である。

7. 第39条の改正

液化石油ガス販売事業者に対し、同条の緊急措置を発動しうることとするための改正である。

8. 第59条の9の改正

高圧ガス保安協会の会員資格者にこの法律関係の事業者等を加えるための改正である。

9. 第59条の28～第59条の30の改正

高圧ガス保安協会の業務に、本法関係のものを追加するとともに、これに伴う規定の整備をするための改正である。

10. 第61条～第64条の改正

液化石油ガス販売事業者に対しても、これらの規定が適用されるようにするための改正である。

11. 第74条の改正

本法第87条第1項との均衡上、液化石油ガスの「充てん所」等の許可をした場合、消防機関に対し、その旨通報

| | |
|-------------|---|
| <p>[削除]</p> | <p><u>することとするための改正である。</u></p> <p><u>昭和42年法律第149号附則第10条（地方税法の一部改正）関係</u></p> <p><u>地方税法第348条第2項第6号の3により、高压ガス取締法第6条の許可を受けた液化石油ガスの販売業者の障壁等については、固定資産税を課さないこととされているが、本法の液化石油ガス販売事業者についても同様とするための改正である。</u></p> |
| <p>[削除]</p> | <p><u>昭和53年法律第85号附則（以下「附則」という。）第1条関係</u></p> <p><u>1. 第1条ただし書においては、上記施行年月日の例外として第1号に規定する事項については公布の日から、第2号に規定する事項については、改正法公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、所要の手当を行ったが、施行期日を延期したのは法の円滑な施行を配慮したためである。</u></p> <p><u>2. 第1条第2号をもって施行期日が延期される事項は次のとおり</u></p> <p><u>① 法第38条の7（液化石油ガス設備工事の作業に関する制限）</u></p> <p><u>② 法第38条の8（液化石油ガス設備士の義務）</u></p> <p><u>③ 法第38条の9（液化石油ガス設備士の講習）</u></p> <p><u>④ 法第38条の10（特定液化石油ガス設備工事事業の届出）</u></p> <p><u>⑤ 法第38条の11（施工後の表示）</u></p> <p><u>⑥ 法第38条の12（記録の保存等）</u></p> <p><u>⑦ 法第38条の13（器具の備付け）</u></p> |
| <p>[削除]</p> | <p><u>昭和53年法律第85号附則第4条関係</u></p> |

本条においては昭和54年4月1日から附則第1条ただし書第2号に定める日までの間は改正前の第37条第1項に規定する配管設備の設置又は変更の工事については、なお、従前の例によることとされているが「従前の例による」とは、改正前の第37条第1項の規定がそのまま適用されることを意味する。

したがって、その取扱いは以下のとおりとなる。

① 監督者制度は、従前どおり存続することとなり、改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第4条の条件を充たす者に対しては、認定書の交付を行って差し支えない。

したがって認定書の交付等は、以下により行われたい。

I 第1号から第2号までの「液化石油ガスの配管設備の工事」の経験の認定及び4による認定書の交付は、次の方式により、原則として都道府県知事がするものとする。

(1) 申請の日前1年間に申請者の従事していた事業所が行った液化石油ガスの配管設備の工事に関する施工年月日、施工場所、施工従事者、規模（貯蔵能力及び当該工事にかかる配管の長さ）及び配管工事収入を事業主が明らかにした書面（以下「工事台帳」という。）に責任ある民間団体の証明書を添えて提出させること。

(2) 1年以上従事した認定の方法

イ 申請者が法第3条の許可を受けた液化石油ガス販売事業者の販売所に勤務している規則第19条第2項の規定する消費設備の調査を行う資格を有する者であって配管設備の工事に従事する者である場合は(1)の工事台帳によって申請者が液化石油ガスの配管設備の工事を12回以上行

っていることを確認すること。

ロ イ以外の者である場合は、(1)の工事台帳によ
って申請が液化石油ガスの配管設備の工事を2
4回以上行っていることを確認すること。

(3) 2年以上従事した経験の認定の方法

(2)のイ及びロに準ずる。

(4) (2)のイ及びロにおいて「液化石油ガスの配管設
備の工事」とは、貯蔵能力50kg以上の消費設備
にかかる延長1m以上の気密試験の実施を伴う硬質
配管の設置、増設(延長)又は変更(修理)をいう
ものとする。なお、液化石油ガス以外の配管設備の
工事は含まない。

II 本条の運用を適確に行うため、該当者には次の様式
第1の証明書を交付し、所持させるものとする。な
お、認定書の交付を受けた者であって、その者が監督
し又は自ら行った配管設備の工事が液化石油ガスの災
害事故の原因となった場合のものについては、その認
定書を返納させるものとする。

(表)

11cm

配管設備工事監督者認定書

2.5cm

2.5cm

写真

| | |
|------|--|
| 番 号 | |
| 氏 名 | |
| 生年月日 | |

6.5cm

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律施行令第4条第 号に規定する条件に適合することを認定する。

年 月 日

認定者 印

(裏)

配管設備工事監督者心得

1. 配管工事を行うときは、必ず本認定書を携帯すること。
2. 常に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を守り、災害の防止に留意すること。
3. 本認定書を汚損又は紛失したときは、認定を受けた都道府県知事に届け出て再交付を受けること。
4. 本認定書の記載事項を書きなおさないこと。写真をはり替えないこと。
5. 本認定書を他人に貸したり、譲ったりしないこと。

② なお、監督者の資格を有している者であっても、改正法施行後は設備士でなければ法第38条の7に規定する液化石油ガス設備工事の作業に従事することができなくなるので監督者の資格を有する者であっても、法第38条の4第2項に定める液化石油ガス設備士試験に合格するか又は同項第2号に規定する講習を受講する等により設備士免状の交付を受けていることが必要である。

[削除]

昭和53年法律第85号附則第5条関係

本条は特定液化石油ガス設備工事業の届出が、法第38条の10の規定により「当該事業所における事業の開始の日から30日以内」とされていること、また同条の施行が附則第1条ただし書第2号の規定に基づき、改正法の公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特定日」という。）まで延期されていることとの関連において特定日に現に改正後の第38条の10第1項の特定液化石油ガス設備工事を行っている者（以下「既存事業者」という。）の事業開始日が不明確なることを回避するため同条の「事業の開始の日」を既存事業者については、特定日と定めることにより画一的に処理することとした規定で

[削除]

ある。

したがって、既存事業者は特定日から10日以内に届け出ることを要し、その違反に対しては法第101条で罰金に処せられることとなっているので、都道府県においては事前に関係業界に周知し、届出に遺漏のないよう指導されたい。

平成8年法律第14号附則第4条第4項関係

1. 平成8年法律第14号附則第4条第4項の規定は、液化石油ガス販売事業者が、旧法において許可を受けた内容を変更することなく引き続き液化石油ガス販売事業を行う場合の経過措置であるから、保安機関としての認定を受けずに「保安業務を行うことができる」範囲は、法施行の際現に許可を受けている販売所と販売契約を締結している一般消費者等に加え、当該販売所と法施行日以降に販売契約を締結した一般消費者等も含まれる。

2. 保安機関の認定は保安業務区分に従って受けるのであるから、液化石油ガス販売事業者が一部の保安業務区分の認定を受けた場合であっても、認定を受けていない保安業務区分の業務を行おうとする場合には、同項の規定が適用される。

また、液化石油ガス販売事業者の許可を受けた販売所が複数であって、それぞれの販売所が保安機関の認定を受けた場合、他の販売所が認定を受けた保安業務区分にかかわらず、その販売所（事業所）で認定を受けた保安業務区分以外の保安業務については、経過措置が適用される。

なお、認定を受けた区分については経過措置が適用されないので、当該区分における一般消費者等に係る保安業務を販売事業者として他の者に委託する場合には、委託を受ける者は保安機関でなければならない。

(例)

液化石油ガス販売事業者がA、B、Cの3つの販売所を

保安機関の事業所として認定された場合

| | 供給開始 時点検・ 調査 | 容器交換 時等供給 設備点検 | 定期供給 設備点検 | 定期消費 設備点検 | 周 知 | 緊急時対 応 | 緊急時連 絡 |
|------|--------------------|----------------------|--------------|--------------|-----|-----------|-----------|
| A販売所 | ○ | ○ | | | ○ | | |
| B販売所 | | | ○ | | | ○ | |
| C販売所 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

この場合、A販売所はB及びC販売所の認定の状況にかかわらず、定期供給設備点検、定期消費設備調査、緊急時対応、緊急時連絡については、経過措置が適用される。また、B販売所はA及びC販売所の認定の状況にかかわらず、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検、定期消費設備調査、周知については経過措置が適用される。なお、C販売所の供給開始時点検・調査については、すでに容器交換時等供給設備点検に関する点検のうち供給開始時に行うもの、定期供給設備点検に関する点検のうち供給開始時に行うもの、定期消費設備調査に関する調査のうち供給開始時に行う調査はそれぞれ実施できるわけであるから、供給開始時点検・調査の認定を受けていなくとも、認定を受けたものとして当該区分に関する経過措置は適用されない。

3. 液化石油ガス販売事業者が、その販売契約を締結している一般消費者等について行うべき保安業務を、業務主任者の監督の下、他の者に代行させている場合にあっても、液化石油ガス販売事業者が自ら保安業務を行う場合と同様に本項の経過措置が適用される。

4. 平成9年4月1日以降に販売所を新設し、登録の変更を行った場合には、本項の経過措置は適用されないため、当該新設した販売所に係る一般消費者等については、保安機関の認定を受けている者に保安業務を委託するか、自ら保安機関の認定を受け保安業務を実施しなければならない。

[削除]

ただし、既存の販売所を廃止し、当該販売所に係る一般消費者等のすべてに従前どおり液化石油ガスを供給することができる範囲内に販売所を設置する場合は、単に販売所を移設したにすぎないので、当該販売所については経過措置が適用される。

5. 商法第168条の4に規定される最低資本金を下回るようになったこと等のために法人から個人に移行している者で新たに許可を受けていない者は、液化石油ガス販売事業者として許可を受けた者とみなすことはできない。

平成8年法律第14号附則第5条関係

1. 旧法によって行われた処分及び手続等は、新法の相当規定によるものとみなすのであるから、旧法第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けた販売施設又は特定供給設備であって、新法第36条第1項の許可の対象となるものは、新法施行時に旧法第12条の使用前検査を受けていない場合には、新法第37条の3第1項の規定による完成検査を受けなければ、当該設備等を使用することはできない。

なお、新法第36条第1項の許可の対象とならないものについては、完成検査を受ける必要はない。

2. 旧法第3条又は第8条の申請を受理した場合であって、平成9年3月31日までに許可を与えられない場合の取り扱いについては、新法の相当規定の処分を行うことになるので、販売事業の許可の申請については販売事業の登録に係る処分を、販売所の新設に係る許可の申請については販売事業の登録の変更の届出に係る処分を行い、特定供給設備の許可の申請については、当該設備が新法第36条第1項の許可対象設備である場合には許可に係る処分を行い、許可対象外設備である場合には行政行為は発生しないこととなる。

別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について

第13条（都道府県又は市が処理する事務）関係

1. 第1項の規定により、供給設備に係る法第16条の2第2項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務は、当該供給設備に係る販売所の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）が行うこととなる。

これは、保安の確保の実効性の観点から都道府県知事又は指定都市の長が処理する事務とするものである。

2. 第2項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行った液化石油ガス販売事業者及び第14条第1項の権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行った液化石油ガス販売事業者について、報告徴収の事務を行うこととなる。

3. 第3項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行った液化石

3. 附則第4条第5項の規定により、旧法第37条第1項の認定を受けていた者が新法第29条第1項の認定を受けたものとみなされる場合においては、本条の規定により、旧法第37条の6第1項の認可を受けた調査業務規程は新法第35条第1項前段の認可を受けた保安業務規程とみなされる。ただし、規則等の改正に伴い、業務の内容を変更する場合は、新法第35条第1項後段の変更の認可が必要である。なお、改正前の条番号を引用している部分については、新法第29条第1項の認定、新法第33条第1項の認可等を受ける際に併せて保安業務規程の変更の認可を受けることが望ましい。

別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について

第13条（都道府県又は市が処理する事務）関係

1. 第1項の規定により、供給設備に係る法第16条の2第2項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務は、当該供給設備に係る販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととなる。

これは、保安の確保の実効性の観点から都道府県知事が処理する事務とするものである。

2. 第2項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行ったものについて、報告徴収の事務を行うこととなる。

3. 第3項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の

油ガス販売事業者及び第14条第1項の権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行った液化石油ガス販売事業者について、立入検査の事務を行うこととなる。

なお、都道府県知事又は指定都市の長は、その管轄区域内に販売所を有する液化石油ガス販売事業者に係る供給設備であれば、当該都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）の管轄区域外に設置されているものについても立入検査をすることができる。

4. 第4項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長は、法第29条第1項の認定を経済産業大臣が行った保安機関及び第14条第4項の権限の委任に基づき産業保安監督部長が行った保安機関について、報告徴収及び立入検査の事務を行うこととなる。

なお、都道府県知事又は指定都市の長は、その管轄区域内の液化石油ガス販売事業者の販売所に係る保安業務を行っている保安機関の事業所であれば、当該都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）の管轄区域外に所在地があるものについても立入検査をすることができる。

別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

第4条（販売事業の登録申請等）関係

1. ～6. [略]

7. 様式1中、「登録番号」とは、次のとおりとする。

(1) 登録番号は、行政庁を識別する番号等と、液化石油ガス販売事業者ごとに付す番号等から構成する。

(2) 行政庁を識別する番号等の冒頭は、別表第1に対応する

権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行ったものについて、立入検査の事務を行うこととなる。

なお、都道府県知事は、その管轄区域内に販売所を有する液化石油ガス販売事業者に係る供給設備であれば、当該都道府県知事の管轄区域外に設置されているものについても立入検査をすることができる。

4. 第4項の規定により、都道府県知事は、法第29条第1項の認定を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第4項の権限の委任に基づき産業保安監督部長が行ったものについて、報告徴収及び立入検査の事務を行うこととなる。

なお、都道府県知事は、その管轄区域内の液化石油ガス販売事業者の販売所に係る保安業務を行っている保安機関の事業所であれば、当該都道府県知事の管轄区域外に所在地があるものについても立入検査をすることができる。

別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

第4条（販売事業の登録申請等）関係

1. ～6. [略]

7. [新設]

番号等とする。

- (3) 別表第1に対応する番号等以降は、必要に応じて任意の番号等を付す。
- (4) ただし、指定都市は、令和5年4月1日付で都道府県知事から指定都市の長へ権限が移譲されることにより、指定都市の長が登録したとみなされる液化石油ガス販売事業者に対して、指定都市の判断により、従前から付されている行政庁を識別する番号等を使用することができる。
- (5) 令和5年4月1日付で都道府県知事から指定都市の長へ権限が移譲されることに伴い、同一都道府県内の行政庁は、2以上の液化石油ガス販売事業者に対して同一の登録番号を付すことがないよう、十分関係自治体間の連絡を図られたい。

第30条（認定の申請）関係

1. 様式第12中「認定番号」とは、次のとおりとする。
 - (1) 認定番号は、行政庁を識別する番号等と、保安機関ごとに付す番号等、保安業務区分に対応する記号から構成する。
 - (2) 行政庁を識別する番号等の冒頭は、別表第1に対応する番号等とする。
 - (3) 別表第1に対応する番号等以降は、必要に応じて任意の番号等を付す。
 - (4) ただし、指定都市は、令和5年4月1日付で都道府県知事から指定都市の長へ権限が移譲されることにより、指定都市の長が認定したとみなされる保安機関に対して、指定都市の判断により、従前から付されている行政庁を識別する番号等を使用することができる。

第30条（認定の申請）関係

1. 様式第12中「認定番号」とは、次のとおりとする。
 - (1) 認定番号は9桁とし、1桁目及び2桁目は、別表第1に対応する番号とする。
 - (2) 3桁目は、「A」とする。ただし、認定業務を支庁等の長に行わせている場合など、必要に応じて「A」以外のアルファベットを用いることを妨げない。
 - (3) 4桁から7桁目までは、保安機関ごとに付す番号とし、2以上の保安機関に対して同一の番号を付すことがないようにする。
 - (4) 8桁目及び9桁目は、別表第2による認定をした保安業務区分に対応する記号とする。

(5) 保安業務区分に対応する記号は、別表第2による認定をした保安業務区分に対応する記号とする。

(6) 令和5年4月1日付で都道府県知事から指定都市の長へ権限が移譲されることに伴い、同一都道府県内の行政庁は、2以上の保安機関に対して同一の認定番号を付すことがないように、十分関係自治体間の連絡を図らるたい。

2. 令和5年4月1日に施行されるこの通達の改正前に定められていた、様式第12中「認定番号」とは、次のとおり。

(1) 認定番号は9桁とし、1桁目及び2桁目は、別表第1（指定都市を除く）に対応する番号とする。

(2) 3桁目は、「A」とする。ただし、認定業務を支庁等の長に行わせている場合など、必要に応じて「A」以外のアルファベットを用いることを妨げない。

(3) 4桁から7桁目までは、保安機関ごとに付す番号とし、2以上の保安機関に対して同一の番号を付すことがないようにする。

(4) 8桁目及び9桁目は、別表第2による認定をした保安業務区分に対応する記号とする。

(5) 任意に10桁目以降を定めることは妨げない。

第140条、第141条、第142条（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）関係

本規定により、令第13条第8項の規定に基づく経済産業大臣への報告は、当該都道府県又は市の区域を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長に対して行うこととなる。当該報告を受けた経済産業局長又は産業保安監督部長は、すみやかに経済産業大臣に報告するものとする。

なお、令第14条第10項、第11項、第12項及び第13項の規定に基づき経済産業局長又は産業保安監督部長が経

(5) 任意に10桁目以降を定めることは妨げない。

(6) [新設]

2. [新設]

第140条、第141条、第142条（経済産業大臣に対する都道府県知事の報告）関係

本規定により、令第13条第8項の規定に基づく経済産業大臣への報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長に対して行うこととなる。当該報告を受けた経済産業局長又は産業保安監督部長は、すみやかに経済産業大臣に報告するものとする。

なお、令第14条第10項、第11項、第12項及び第13項の規定に基づき経済産業局長又は産業保安監督部長が経

済産業大臣の登録した液化石油ガス販売事業者の事業所への立入検査等を実施した場合には、本規定に準じて取り扱うものとする。

別表第 1

| 経済産業省、産業保安監督部、都道府県又は指定都市 | 番号等 |
|------------------------------|--------------|
| <u>北海道（札幌市を除く）</u> | 0 1 |
| <u>札幌市</u> | <u>0 1</u> |
| 青森県 | 0 2 |
| 岩手県 | 0 3 |
| <u>宮城県（仙台市を除く）</u> | 0 4 |
| <u>仙台市</u> | <u>0 4</u> |
| 秋田県 | 0 5 |
| 山形県 | 0 6 |
| 福島県 | 0 7 |
| 茨城県 | 0 8 |
| 栃木県 | 0 9 |
| 群馬県 | 1 0 |
| <u>埼玉県（さいたま市を除く）</u> | 1 1 |
| <u>さいたま市</u> | <u>1 1 S</u> |
| <u>千葉県（千葉市を除く）</u> | 1 2 |
| <u>千葉市</u> | <u>1 2</u> |
| 東京都 | 1 3 |
| <u>神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市を除く）</u> | 1 4 |
| <u>横浜市</u> | <u>1 4 H</u> |

済産業大臣の登録した販売事業所への立入検査等を実施した場合には、本規定に準じて取り扱うものとする。

別表第 1

| 経済産業省、産業保安監督部又は都道府県 | 番 号 |
|---------------------|------|
| <u>北海道</u> | 0 1 |
| [新設] | |
| 青森県 | 0 2 |
| 岩手県 | 0 3 |
| <u>宮城県</u> | 0 4 |
| [新設] | |
| 秋田県 | 0 5 |
| 山形県 | 0 6 |
| 福島県 | 0 7 |
| 茨城県 | 0 8 |
| 栃木県 | 0 9 |
| 群馬県 | 1 0 |
| <u>埼玉県</u> | 1 1 |
| [新設] | [新設] |
| <u>千葉県</u> | 1 2 |
| [新設] | [新設] |
| 東京都 | 1 3 |
| <u>神奈川県</u> | 1 4 |
| [新設] | [新設] |

| | | | | |
|------------------------|--------------|--|------------|------|
| <u>川崎市</u> | <u>1 4 K</u> | | [新設] | [新設] |
| <u>相模原市</u> | <u>1 4 G</u> | | [新設] | [新設] |
| <u>新潟県（新潟市を除く）</u> | 1 5 | | <u>新潟県</u> | 1 5 |
| <u>新潟市</u> | <u>1 5 D</u> | | [新設] | [新設] |
| 富山県 | 1 6 | | 富山県 | 1 6 |
| 石川県 | 1 7 | | 石川県 | 1 7 |
| 福井県 | 1 8 | | 福井県 | 1 8 |
| 山梨県 | 1 9 | | 山梨県 | 1 9 |
| 長野県 | 2 0 | | 長野県 | 2 0 |
| 岐阜県 | 2 1 | | 岐阜県 | 2 1 |
| <u>静岡県（静岡市、浜松市を除く）</u> | 2 2 | | <u>静岡県</u> | 2 2 |
| <u>静岡市</u> | <u>2 2</u> | | [新設] | [新設] |
| <u>浜松市</u> | <u>2 2</u> | | [新設] | [新設] |
| <u>愛知県（名古屋市を除く）</u> | 2 3 | | <u>愛知県</u> | 2 3 |
| <u>名古屋市</u> | <u>6 2</u> | | [新設] | [新設] |
| 三重県 | 2 4 | | 三重県 | 2 4 |
| 滋賀県 | 2 5 | | 滋賀県 | 2 5 |
| <u>京都府（京都市を除く）</u> | 2 6 | | <u>京都府</u> | 2 6 |
| <u>京都市</u> | <u>2 6</u> | | [新設] | [新設] |
| <u>大阪府（大阪市、堺市を除く）</u> | 2 7 | | <u>大阪府</u> | 2 7 |
| <u>大阪市</u> | <u>2 7</u> | | [新設] | [新設] |
| <u>堺市</u> | <u>2 7</u> | | [新設] | [新設] |
| <u>兵庫県（神戸市を除く）</u> | 2 8 | | <u>兵庫県</u> | 2 8 |
| <u>神戸市</u> | <u>2 8</u> | | [新設] | [新設] |

| | | | | | |
|-------------------------|--------------|--|------------|------|--|
| 奈良県 | 29 | | 奈良県 | 29 | |
| 和歌山県 | 30 | | 和歌山県 | 30 | |
| 鳥取県 | 31 | | 鳥取県 | 31 | |
| 島根県 | 32 | | 島根県 | 32 | |
| <u>岡山県（岡山市を除く）</u> | 33 | | <u>岡山県</u> | 33 | |
| <u>岡山市</u> | <u>33</u> | | [新設] | [新設] | |
| <u>広島県（広島市を除く）</u> | 34 | | <u>広島県</u> | 34 | |
| <u>広島市</u> | <u>70</u> | | [新設] | [新設] | |
| 山口県 | 35 | | 山口県 | 35 | |
| 徳島県 | 36 | | 徳島県 | 36 | |
| 香川県 | 37 | | 香川県 | 37 | |
| 愛媛県 | 38 | | 愛媛県 | 38 | |
| 高知県 | 39 | | 高知県 | 39 | |
| <u>福岡県（北九州市、福岡市を除く）</u> | 40 | | <u>福岡県</u> | 40 | |
| <u>北九州市</u> | <u>40KIT</u> | | [新設] | [新設] | |
| <u>福岡市</u> | <u>40FUK</u> | | [新設] | [新設] | |
| 佐賀県 | 41 | | 佐賀県 | 41 | |
| 長崎県 | 42 | | 長崎県 | 42 | |
| <u>熊本県（熊本市を除く）</u> | 43 | | <u>熊本県</u> | 43 | |
| <u>熊本市</u> | <u>80</u> | | [新設] | [新設] | |
| 大分県 | 44 | | 大分県 | 44 | |
| 宮崎県 | 45 | | 宮崎県 | 45 | |
| 鹿児島県 | 46 | | 鹿児島県 | 46 | |
| 沖縄県 | 47 | | 沖縄県 | 47 | |

| | | | | | |
|-----------------------|-----|--|-----------------|-----|--|
| 経済産業省 | 5 0 | | 経済産業省 | 5 0 | |
| 関東東北産業保安監督部東北支部 | 5 1 | | 関東東北産業保安監督部東北支部 | 5 1 | |
| 関東東北産業保安監督部 | 5 2 | | 関東東北産業保安監督部 | 5 2 | |
| 中部近畿産業保安監督部 | 5 3 | | 中部近畿産業保安監督部 | 5 3 | |
| 中部近畿産業保安監督部近畿支部 | 5 4 | | 中部近畿産業保安監督部近畿支部 | 5 4 | |
| 中国四国産業保安監督部 | 5 5 | | 中国四国産業保安監督部 | 5 5 | |
| 中国四国産業保安監督部四国支部 | 5 6 | | 中国四国産業保安監督部四国支部 | 5 6 | |
| 九州産業保安監督部 | 5 7 | | 九州産業保安監督部 | 5 7 | |
| 備考 表中の [] の記載は注記である。 | | | | | |

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号 改正 令和3年6月18日 20210531保局第5号 <u>令和5年3月30日 20230320保局第1号</u> <u>令和5年3月31日 20230324保局第1号</u></p> <p>1. 総則</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第12条に規定する経済産業省令に定める液化石油ガスの規格、規則第14条に規定する貯蔵施設の技術上の基準、規則第16条に規定する販売の方法の基準、規則第18条、第19条、第53条及び第54条に規定する供給設備（特定供給設備を含む。）の技術上の基準、規則第44条に規定する消費設備の技術上の基準をいう。以下同じ。）への適合性評価にあたっては、個々の事例毎に判断することとなるが、別添の例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。</p> <p>なお、例示基準によらない場合における基準の運用・解釈を明らかにするため、<u>関係指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）</u>、都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及びガス安全室による運用連絡会を協会におくこととする。</p> | <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号 改正 令和3年6月18日 20210531保局第5号</p> <p>1. 総則</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第12条に規定する経済産業省令に定める液化石油ガスの規格、規則第14条に規定する貯蔵施設の技術上の基準、規則第16条に規定する販売の方法の基準、規則第18条、第19条、第53条及び第54条に規定する供給設備（特定供給設備を含む。）の技術上の基準、規則第44条に規定する消費設備の技術上の基準をいう。以下同じ。）への適合性評価にあたっては、個々の事例毎に判断することとなるが、別添の例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。</p> <p>なお、例示基準によらない場合における基準の運用・解釈を明らかにするため、<u>関係都道府県</u>、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及びガス安全室による運用連絡会を協会におくこととする。</p> |